

県庁舎執務環境改革アドバイザー会議開催要綱

1 目的

新しい働き方やデジタル化に合った県庁舎の執務環境のあり方について、有識者から助言を得るため、県庁舎執務環境改革アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 新しい働き方に適した県庁舎の執務環境に関すること。
- (2) デジタル化を踏まえた県庁舎の執務環境に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県庁舎の執務環境の改革に必要な事項

3 運営

- (1) アドバイザー会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) アドバイザー会議の開催に係る構成員の招集は、総務部元町プロジェクト室長（以下「室長」という。）が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由によりアドバイザー会議に出席できないときは、あらかじめ室長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) アドバイザー会議の議事は、室長又は室長を補佐する職員が進行する。
- (5) 室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者にアドバイザー会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) アドバイザー会議は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条第 5 号に該当する非公開情報を含むため、非公開とする。ただし、非公開情報を除いた議事要旨及び会議資料は、原則として公開とする。

4 謝金及び旅費

- (1) 構成員、構成員の代理人及び 3（5）の構成員以外の者（県の職員である者を除く。）がアドバイザー会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）別表 1 に掲げる附属機関の委員の報酬額に準拠し、日額 12,500 円とする。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 補則

この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

6 附則

- (1) この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
- (2) この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

| 氏 名 | 職 名 |
|-------|--|
| 赤澤 茂 | 兵庫県 情報戦略監 (民間登用人材) |
| 阿部 茂生 | 株式会社アシックス 人事総務統括部 人事部 人事ビジネスパートナーチーム マネジャー |
| 上村 敏之 | 関西学院大学 経済学部 教授 |
| 佐伯 里香 | 株式会社ユーシステム 代表取締役 |
| 瀧井 智美 | 株式会社 I C B 代表取締役 |
| 仲 隆介 | 京都工芸繊維大学大学院 工芸科学研究科 デザイン・建築学系 教授 |